

# 「つながろまい “あま”」利用規約

あま市福祉部高齢福祉課

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規約は、海部医療圏広域医療・介護・福祉ネットワーク「つながろまい海部津島」(以下「つながろまい海部津島」という。)利用規約第1条に基づき、あま市において「つながろまい海部津島」を適正かつ円滑に運営するために、利用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (あま市における協議会支部の運営)

第2条 「つながろまい海部津島」利用規約第5条第1項に定める協議会支部の運営は、あま市が行う(以下「あま市支部」という。)

- 2 「つながろまい海部津島」利用規約第5条第4項に基づき、協議会支部単位のネットワーク名称について、あま市支部においては「つながろまい“あま”」を用いることとする。
- 3 「つながろまい海部津島」利用規約第5条第2項について、あま市支部では「あま市ICTワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)が、「つながろまい“あま”」の運営のための意思決定、各種審議と諮問を行うものとする。

## 第2章 利用に関する事柄

### (利用事業所等の範囲)

第3条 「つながろまい“あま”」を利用できる事業所等は、医療法(昭和23年法律第205号)における医療提供事業所及び、地域包括ケアに係る事業所と、その他あま市が認めた事業所とする。

- 2 前項における事業所等において、「つながろまい“あま”」を利用することができる者(以下「利用者」という。)は、当該事業所等に属する者のみとする。

### (利用の申請)

第4条 「つながろまい“あま”」の利用を希望する事業所等は、当該事業所における施設責任者(以下「施設責任者」という。)がポータルサイトからオンラインで申請、またはあま市へ連絡する。

- 2 「つながろまい海部津島」利用規約第34条について、同条に基づいて施設責任者が参加同意書を申請する際は、あま市に提出するものとし、参加同意書の提出をもって、申請をした事業所等は本規約についても同意したものとする。
- 3 利用者は、本条で定めた「つながろまい“あま”」の利用申請と同時に、利用者管理システムに登録されている自らの事業所の情報を提供するものとする。

(利用権の設定)

第5条 あま市は、「つながろまい“あま”」の利用を希望する事業所等の利用者の個人毎に専用の利用者識別番号（以下「ユーザーID」という。）と暗証番号（以下「パスワード」という。）の付与を行う。

2 利用者は、施設責任者の責任のもと、パスワードを自らの責任で管理し、必要に応じて変更するものとする。

(申請内容の変更等)

第6条 施設責任者は、人事異動その他の状況変化により、申請した内容に変更が生じた場合は、ポータルサイトからオンラインで変更、又はあま市へ速やかに連絡するものとし、あま市は、必要な変更登録を行う。

(利用の廃止)

第7条 利用事業所等が、「つながろまい“あま”」の利用を廃止する場合は、ポータルサイトからオンラインで申請、又はあま市へ連絡するものとし、あま市は、必要な廃止手続きを行う。

(ユーザーID、パスワードの再発行)

第8条 利用者は、自己のユーザーID又はパスワードが不明となった場合は、施設責任者がポータルサイトからオンラインで再発行、又はあま市へ連絡するものとし、あま市は、当該ユーザーID及びパスワードの付与等、必要な手続きを行う。

(対象者情報の取扱い)

第9条 「つながろまい海部津島」利用規約第12条第1項について、かかりつけ医・ケアマネジャー等は、「つながろまい“あま”」を利用して患者に関する情報を、他の利用者と共有する場合は、同意書により対象者本人（未成年又は同意困難の場合はその家族）の同意を得るものとする。

2 「つながろまい海部津島」利用規約第12条第2項について、「つながろまい“あま”」に保管された情報を対象者本人（未成年又は同意困難の場合はその家族）から削除の申し出があった場合は、速やかにあま市へ連絡をする。あま市は、当該データの削除を行う。

### 第3章 ワーキンググループ

(ワーキンググループでの協議事項)

第10条 ワーキンググループは、次の各号に該当する内容を協議する。

(1) ポータルサイトサービスで一般公開する利用施設の情報

- (2) 「つながろまい海部津島」利用規約第20条に基づく報告について、臨時のワーキンググループを招集し、事故防止対策及び協議が必要と判断された場合
- (3) 「つながろまい“あま”」に登録した利用者が、「つながろまい海部津島」利用規約第30条第2項に該当し、利用施設の登録の廃止又は利用者としての資格の停止をすべきであるとあま市が判断した場合  
(ワーキンググループへの報告事項)

第11条 あま市は、次の各号に該当する場合、ワーキンググループへその内容を報告する。

- (1) 海部医療圏市町村在宅医療連絡協議会及び協議会支部、並びに契約事業者が「つながろまい海部津島」利用規約第28条第1項又は第2項に基づき利用権の一時停止をした場合
- (2) 連絡協議会及び契約事業者が「つながろまい海部津島」利用規約第29条第1項又は第2項に基づきサービスの一時停止をした場合  
(サービスの中止)

第12条 ワーキンググループは、あま市と協議し、利用者に少なくとも3か月前に予告をした上で、「つながろまい“あま”」のサービス提供を中止することができる。  
(実験・開発目的での利用)

第13条 あま市において、「つながろまい海部津島」利用規約第33条に定めた実証実験を行おうとする者は、あま市及びワーキンググループの承認を得るとともに、あま市及びワーキンググループの指示した利用条件を遵守しなければならないこととする。  
(規約の変更)

第14条 あま市はワーキンググループにおいて協議した上で、本規約の諸規程の制定、又は改廃を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合においてあま市は、必要に応じて契約事業者と協議するものとする。
- 3 第1項の変更を行った場合、あま市は、ポータルサイトサービス等を通じて利用者へ変更内容を周知するものとする。
- 4 第1項に定める利用規約の変更後に、利用施設及び利用者が「つながろまい“あま”」を利用した場合、変更後の利用規約に同意したものとみなす。

附 則

(施行期日)

本規約は、平成29年5月1日から施行する。

## 「つながろまい “あま”」サービスの機能

### 電子@連絡帳システム基本機能

機能	項目	内容
① 認証	利用者認証	I D、パスワードによるログイン
② 患者一覧	患者一覧	患者抽出(登録期間、登録職種毎、施設毎) メッセージ登録新着通知
	患者情報の登録	基本情報の登録
		拡張情報の登録
	担当者・担当グループの登録	
③ 患者検索	項目検索	電話番号、患者氏名、性別、年齢
	患者抽出	登録期間、登録職種毎、施設毎
④ 管理メニュー	マイプロフィール設定	自プロフィールの編集
	新規担当者の登録	利用者の新規追加
	担当者グループ	利用者のグループ設定
	削除文書管理	削除文書の復元と完全削除
⑤ 文書閲覧	患者情報(基本・拡張)の表示	患者基本情報、拡張情報、担当者
	登録記事一覧	時系列表示
	文書の編集・登録	フリー記事作成
		訪問看護指示書
		主治医意見書
		文書印刷
		画像・PDFのサムネイル表示
		ファイル添付
	文書抽出機能	D I C O M画像 J P E G変換
		記載日
		記載担当者/グループ
	文書タブ	
担当者の登録と変更	アクセス権設定	
閲覧情報の確認	共有担当者の最終閲覧日時	
⑥ メール投稿	医療関係者によるメール投稿	利用者がメールする場合
	患者/家族によるメール投稿	患者/家族が利用する場合
	投稿用メールアドレス設定	投稿用のメールアドレス設定

## 「つながろまい “あま”」に必要となる機器及び仕様について

「つながろまい “あま”」を利用する為に必要となる機器及びその仕様は、以下のとおりとする。

### 1. 必須となる機器など（最少構成）

- ・利用端末（パソコン）
- ・インターネット接続の通信回線及びインターネットプロバイダとの契約
- ・ネットワーク機器

#### (ア) 利用端末（パソコン）

##### 《推奨する仕様》

CPU	Intel core 2 Duo プロセッサ E4500(2.2GHz 駆動)以上
メモリ	2GB 以上
ハードディスク (C ドライブ)	空き容量 1GB 以上
ディスプレイ(画面)	1024×768(XGA)32ビット(true Coloe)表示 以上
付属品	マウス、キーボード

##### 《必要となるソフトウェア仕様》

OS(オペレーティングシステム)	Microsoft Windows Vista sp1 以上
インターネットブラウザ	Microsoft Internet Explorer 8.0 以上
PDF ソフト	adobe Acrobat Reader 6.0 以上
VPN ソフト	Cisco VPN Client 4.0 以上

※上記のソフトウェアは、一般的にパソコン購入時に付属している。(Adobe Acrobat

Reader、Cisco VPN Client は除く。)既に購入済みのパソコンを用いる場合は、上記ソフトウェアのバージョンを確認し、必要に応じてバージョンアップを行うこととする。(全て無償で提供されている。)なお、ポータルサイトサービスよりリンク可能とする。

<参考：必要となる最小の仕様>

CPU	Intel Celeron 430 プロセッサ(1.8GHZ) または Intel Celeron600MHz 相当以上
メモリ	512MB 以上
ハードディスク(Cドライブ)	空き容量 200MB 以上 (送受信する画像容量により異なる)
ディスプレイ(画面)	1024×768(XGA)16ビット(High Color)表示 以上
付属品	マウス、キーボード

(イ) インターネット接続の通信回線及びインターネットプロバイダとの契約  
《推奨するインターネット接続サービス》

FTTH などの光サービス	最大 100Mb/s	
ADSL 接続サービス	最大 8Mb/s, 12Mb/s	
CATV	最大 2Mb/s, 10Mb/s	

<参考：必要となる最小の通信回線サービス>

ダイヤルアップサービス	64Kb/s	
-------------	--------	--

※電子@連絡帳システムへの接続は、IPsec+IKE による VPN 接続 (Virtual Private Network) による暗号化通信を行うものとする。サービスによっては SSL(Secure Socket Layer)でのクライアント認証方式により接続を許可する場合がある。

(ウ) ネットワーク機器 (別途設定必要)

ルータ機器	複数台のパソコンを用いる場合 (利用施設内のパソコン台数が1台の場合は不要)
ファイアウォール機器	外部から利用者施設への不正アクセスを防止する場合に必要
その他のネットワーク機器	利用者施設の整備環境に応じて必要

2. より快適に利用するために必要となる機器（任意）

利用者により事業所の整備環境及び電子@連絡帳システムの使用用途に応じて、必要となる機器は異なるが一般的に必要な機器などは、以下のとおりである。

- ・利用者毎のメールアドレス
- ・利用者事業所の LAN
- ・スマートフォンやタブレット端末
- ・デジタル撮影用のカメラ（デジタルカメラ）

（ア）利用者毎のメールアドレス

利用者毎の電子メールを3つまで電子@連絡帳システムへ登録することができる。

（イ）利用者事業所の LAN

利用者の電子@連絡帳システムの使用用途に依存するが、医師の利用時間を想定した場合、診察室・検査室・地域連携室・医局など医師の業務フローに準じた個所に敷設されるのが望ましい。

（ウ）スマートフォンやタブレット端末

タブレット端末	iOS5.0 以降、Android 4.0 以降 ※推奨端末 iOS:iPad2 以降 Android:Google Nexus 10
---------	--

（エ）デジタル撮影用のカメラ（デジタルカメラ）

利用者による、医用画像の診断に耐えうる画質レベルが異なるため均一には定められないが、参考仕様は下記のとおりとする。

《参考：デジタルカメラ》

デジタルカメラ	総画素数 300 万～500 万画素 光学 3 倍ズーム以上 接写機能 JPEG 出力可能なもの
---------	--